

(重要) 新型コロナウイルスに関する情報 (航空機等利用者に対するワクチン接種証明の提示義務、移行期間の例外措置等) (10月29日)

本日 (10月29日)、カナダ運輸省は、10月30日からカナダ国内の空港を利用する航空機へ搭乗、及び鉄道へ乗車する場合のワクチン証明の提示義務、11月29日までの移行期間の措置、来年2月28日までのワクチン未接種の外国人が出国する場合の例外措置について公表しました。詳細は以下のとおりです。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/government-of-canada-provides-further-details-on-new-vaccine-requirements.html>

- 10月30日午前3時 (EDT) 以降、12歳以上の旅行者は、カナダ国内の空港を利用する国内線・国際線への搭乗、及び、鉄道 (VIA、Rocky Mountaineer Trains) へ乗車する場合にはワクチン接種証明を提示する必要があります。
- 移行期間措置として、11月29日までは、陰性証明を提示することでも搭乗・乗車は可能です。
- 11月30日以降は、陰性証明での搭乗・乗車は認められなくなります (例外規定については後日発表予定)。
- 上記措置に加えて、「**ワクチン未接種のカナダ永住者ではない外国人 “unvaccinated foreign nationals who normally reside outside of Canada”**」で10月30日より前にカナダへ入国している者は、**来年2月28日までは、カナダを出国する目的であれば、陰性証明を提示することで航空機への搭乗が可能です。**